

金融円滑化に向けた取り組みについて

2009年12月

2022年6月(改訂)

みずほ銀行

目次

1.	金融円滑化に関する基本方針および体制	2
2.	みずほ銀行の概要	5
3.	金融円滑化に向けた具体的取り組み	7
	(1) 経営コンサルティングの推進	7
	(2) 資金調達ニーズへの取り組み	10
	(3) 経営課題への取り組み	12

本資料に記載の商品・サービスをお取り扱いいただく際は、当行所定の審査が必要となる場合や、所定の手数料・諸経費をご負担いただく場合があります。また、ご依頼の内容によっては、お取り扱いできない場合があります。商品・サービスの詳細につきましては、お取引店までお問い合わせ願います。

1. 金融円滑化に関する基本方針および体制 (1)

《金融円滑化に関する基本方針（主な方針を抜粋）》

みずほ銀行は、金融機関の持つ社会的責任、公共的使命の重みを常に認識し、適切なリスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮することが、お客さまおよび経済の健全な発展、個人生活の充実等に資するものとなり、ひいては、当行の業務の健全性および適切性の確保につながるとの考えに基づき、金融円滑化に取り組んでまいります。

1. お客さまからの新規融資やお借入条件の変更等の申し込みに対する審査（お借入条件の変更等を行った後の資金供給等に関する審査を含む）を適切に行うよう努めてまいります。
2. お客さまに対する経営相談・経営指導およびお客さまの経営改善に向けた取り組みに関する支援を適切に行うよう努めてまいります。
3. 新規ご融資やお借入条件の変更等のご相談・お申し込みに対するお客さまへのご説明を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。
4. 新規ご融資やお借入条件の変更等のご相談・お申し込みに対するお客さまからの問い合わせ、相談・要望および苦情への対応を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。
5. その他金融仲介機能を積極的に発揮するために必要な事項を適切に行うよう努めてまいります。

1. 金融円滑化に関する基本方針および体制 (2)

《金融円滑化に関する当行体制（営業部店）》



金融円滑化への取り組み

円滑な資金供給
経営支援・相談

借入条件の見直し

お客様への
適切な説明

お客様の苦情・
相談等への適切な対応

営業部店（金融円滑化推進責任者 ※）

※ 金融円滑化に関する取り組みの推進責任者を全営業店に配置（2009年11月）

1. 金融円滑化に関する基本方針および体制（3）

《金融円滑化に関する当行体制（本部）》

営業部店（金融円滑化推進責任者 ※）

※ 金融円滑化に関する取り組みの推進責任者を全営業部に配置（2009年11月）

営業部店サポート・指導・周知徹底

円滑な資金供給
経営支援・相談

法人業務部

借入条件の見直し

法人業務部

個人ローン・職域推進部
業務管理室（住宅ローン）

お客さまへの
適切な説明

コンプライアンス
統括部

お客さまの苦情・
相談等への適切な対応

お客さまサービス部

「金融円滑化管理責任者」を設置（2009年12月）→金融円滑化管理全般の統括責任者を明確化

2. みずほ銀行の概要（1）

《みずほ銀行について》

商号	株式会社みずほ銀行（Mizuho Bank,Ltd.）
金融機関コード	0001
発足日	2013年7月1日
資本金	1兆4,040億円（2022年3月31日現在）
所在地	大手町本部（本店） 〒100-8176 東京都千代田区大手町1-5-5（大手町タワー） 丸の内本部 〒100-8241 東京都千代田区丸の内1-3-3（みずほ丸の内タワー）
代表者	取締役頭取 加藤 勝彦（2022年4月1日就任）
従業員数	25,897人（2022年3月31日現在）
国内ネットワーク	461（2022年6月30日現在）
海外ネットワーク	82（2022年6月30日現在）

2. みずほ銀行の概要（2）

《■みずほ銀行の各組織、□みずほグループ(関連会社等)による対応ソリューション例》

■コーポレートソリューション部 ■ビジネスソリューション部	法人向け総合ソリューションのご提案
■デジタルマーケティング部	データを活用したアドバイザリーのご提案
■イノベーション企業支援部	先端業種知見等を活かしたイノベーション企業の成長支援に関するご提案
■産業調査部	産業動向/業界構造の変化を捉えたお客さまへの各種課題解決に向けたご提案
■アセットマネジメント推進部	退職金/企業年金制度の見直しニーズに対する各種ご提案
■コーポレートアドバイザリー部	M&Aに関するソリューション/経営陣による事業部門や子会社買収等に関わるMBO/LBOのご提案
■ストラクチャードファイナンス営業部	船舶ファイナンスのご提案
■外為営業部	トレードファイナンス/為替リスクヘッジ手法等、クロスボーダーキャッシュマネジメントのご提案
■コンサルティング部	事業承継/資本政策を切り口としたコンサルティングのご提案
■不動産ファイナンス営業部	不動産ファイナンスに関するご提案
■市場営業部	金利変動/為替変動/商品価格等相場変動に関するリスクヘッジ目的のデリバティブ商品のご提案
■e-ビジネス営業部	売掛金回収/買掛金支払/資金管理等、決済合理化に関するソリューションのご提案
□みずほ信託銀行	年金/証券代行/株式給付信託（日本版ESOP）/資産管理/債権流動化/不動産等の各種ご提案
□みずほ証券	資本市場での資金調達/IR/自己株式取得/TOB/株式上場支援等、多様な証券分野に関するご提案
□みずほリサーチ&テクノロジー	経営/年金制度/情報システムの開発・導入等に関する各種コンサルティングのご提案
□みずほファクター	ファクタリング業務/売掛債権の回収保証業務/売上代金等の回収代行業務に関するご提案
□みずほキャピタル	非上場企業への資本政策/エクイティ投資のご提案、投資したお客さまに対する経営全般のご支援
□みずほ不動産販売	不動産仲介等のご支援/不動産有効活用のご提案

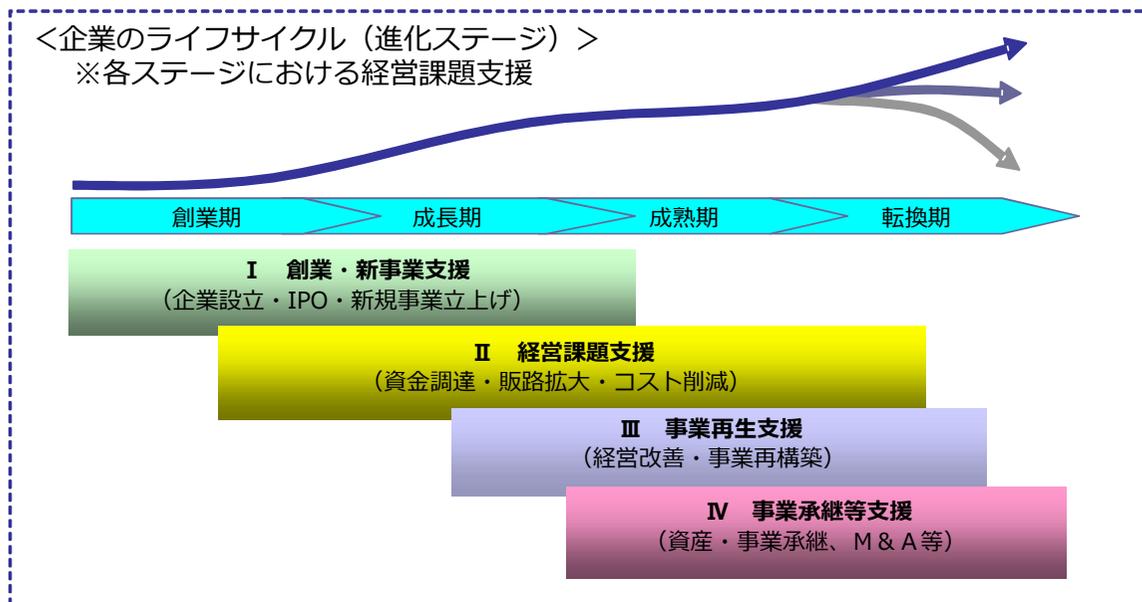
3. 金融円滑化に向けた具体的取り組み（1）

（1）経営コンサルティングの推進①

《経営コンサルティング機能の発揮を目指して》

みずほ銀行の取り組み

- ◆みずほ銀行では、社会的役割を果たすために、貸付条件の変更等や事業継続・事業再生支援、グループが持つ情報力やネットワークを活用した経営相談・経営支援など、営業部店と本部専門部署が一体となり、コンサルティング機能の発揮に取り組んでいます。
- ◆コンサルティング機能の発揮にあたっては、お客さまとの信頼関係の構築のもと、お客さまのライフサイクルに応じたニーズや課題を共有し、その解決に向けた提案を行い、実行していくよう努めています。



I. 創業・新事業支援	新規事業や成長分野事業等に取り組むお客さまへの支援
II. 経営課題支援	事業継続・拡大に係る各種経営課題・ニーズへの支援
III. 事業再生支援	業績や財務に課題があるお客さまに対する支援
IV. 事業承継等支援	事業承継・M & A等事業継続・再構築の支援

3. 金融円滑化に向けた具体的取り組み (2)

(1) 経営コンサルティングの推進②

《お客さまのサポートに向けた日常的な取り組み》

ライフサイクルに応じた支援

- ◆環境・農業・ハートフルビジネスなど成長分野でのビジネス展開を支援するほか、経営分析、ビジネスマッチング、M&Aなど多彩なソリューションを提供しています。
- ◆お客さまのさまざまな経営相談に対応するために、ご相談資料や財務診断、情報提供などの独自ツールを作成しています。
- ◆みずほ銀行では、みずほリサーチ&テクノロジーが持つ調査研究、情報提供、経営全般に関するコンサルティング機能も、日常のお客さまへのサポートで活用しています。

中小企業診断士協会との提携

- ◆東京、大阪、愛知の各中小企業診断士協会と提携し、「経営改善計画」の策定や策定後のフォローアップなどの支援ニーズのあるお客さまに、中小企業診断士をご紹介させていただきます。

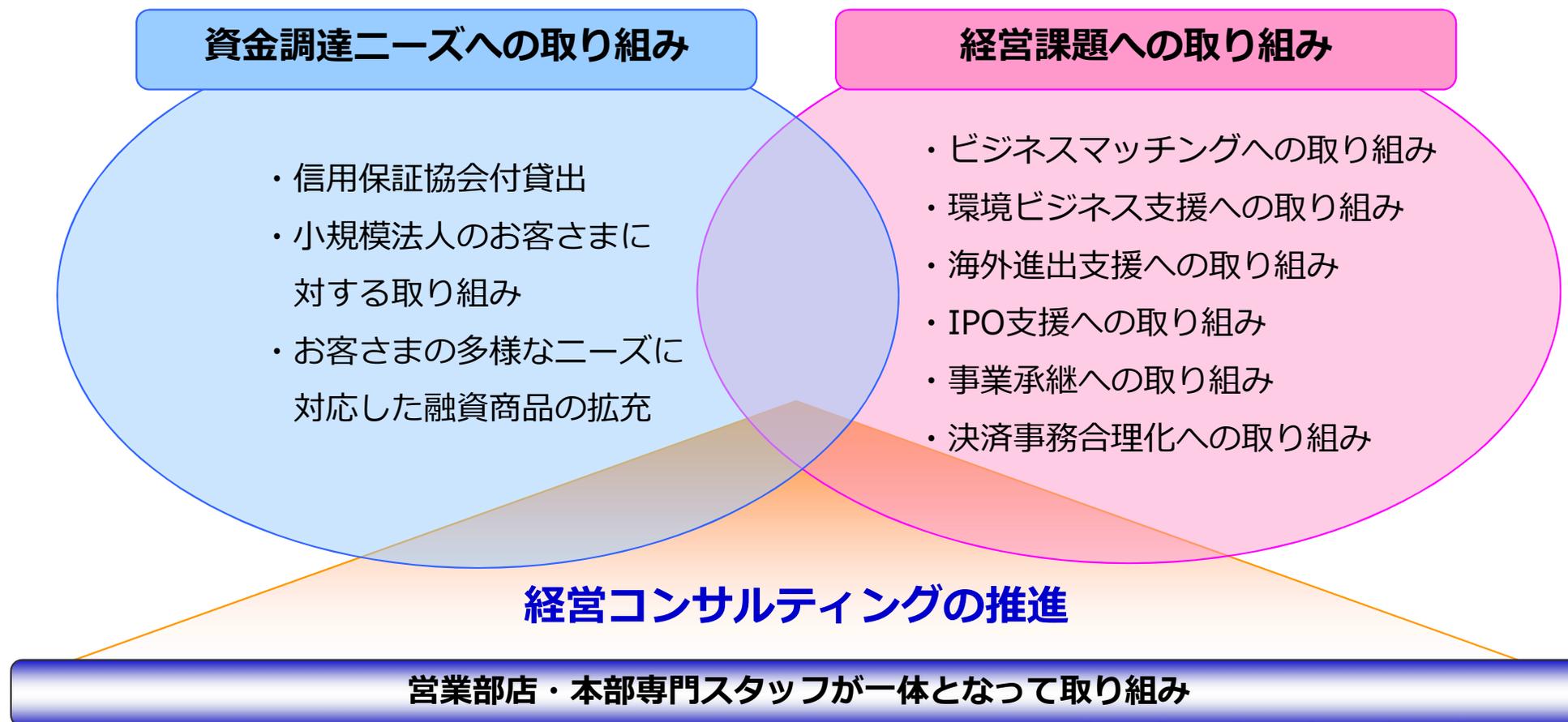
＜経営相談のためのツール類＞



3. 金融円滑化に向けた具体的取り組み (3)

(1) 経営コンサルティングの推進③

《資金調達ニーズと経営課題への取り組み》

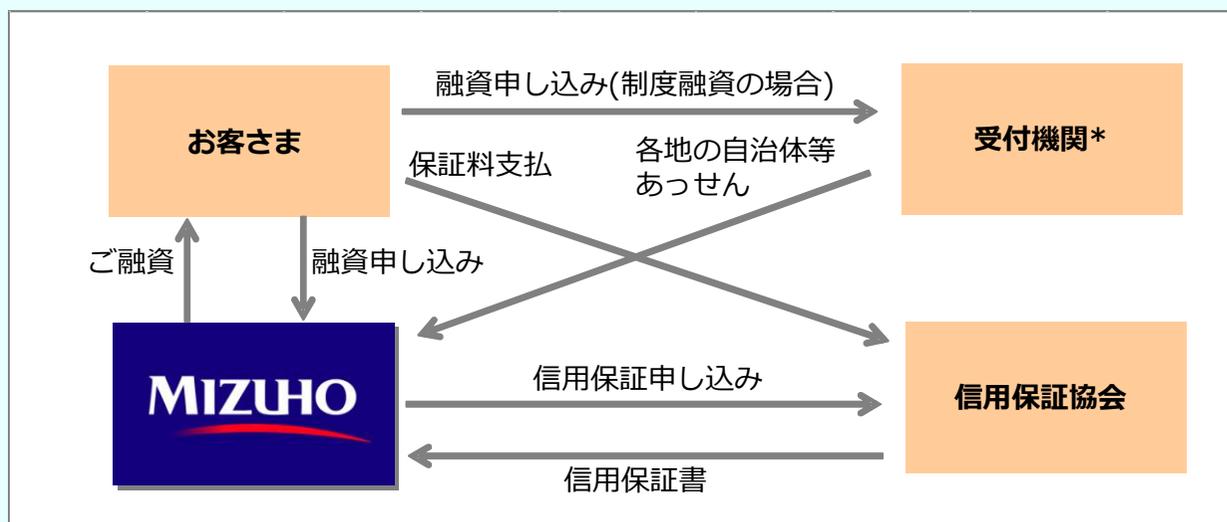


3. 金融円滑化に向けた具体的取り組み (4)

(2) 資金調達ニーズへの取組み①

《信用保証協会付貸出》

- ◆お客さまが資金調達をされる際に、各地の信用保証協会がお客さまの保証人となり、資金調達をサポートします。
- ◆一般的な信用保証協会付貸出の仕組み



- ◆全国の弊社窓口で、全国51の信用保証協会のご利用が可能です。
- ◆「セーフティネット保証」等の信用保証制度の他、各信用保証協会との提携商品をご利用いただけます。
(ご利用に際しては、当行と信用保証協会での審査が必要です。)

3. 金融円滑化に向けた具体的取り組み（5）

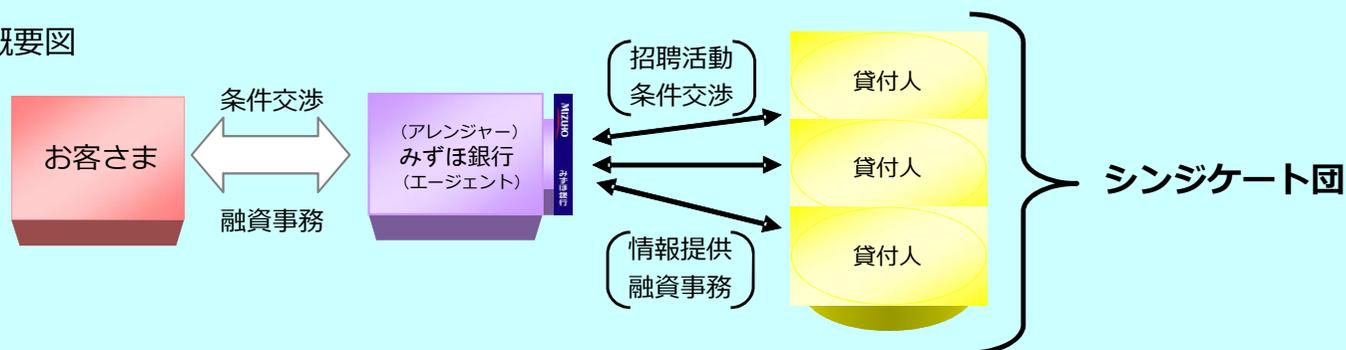
（2）資金調達ニーズへの取り組み②

《お客さまの多様なニーズに対応した融資商品の拡充例～シンジケート・ローン》

「シンジケート・ローン」の概要

◆シンジケート・ローンとは、個々の金融機関毎に相対で融資契約を締結する方式と異なり、複数の金融機関が協調融資団（シンジケート団）を組成し、同一条件、同一契約書にて融資を実行する手法です。

◆概要図



- ・アレンジャー（当行）が融資の窓口となり、お客さまと融資条件等を交渉、シンジケート団を組成します。
- ・契約調印後の融資事務（借入申込、融資実行、元利払い等）についても、エージェント（当行）がシンジケート団を取りまとめて一括で行います。

みずほ銀行の取り組み

- ◆みずほフィナンシャルグループは、本邦シンジケート・ローン市場において国内トップクラスのシェアを保有しています。
- ◆みずほ銀行は、約10万社にのぼる中堅・中小企業のお客さまとのお取引によって培ったノウハウ、国内最大級の投資家ネットワークを効果的に活用し、今後も中小企業のお客さまニーズに即した資金調達支援に努めてまいります。

3. 金融円滑化に向けた具体的取り組み（6）

（3）経営課題への取り組み①

《ビジネスマッチングへの取り組み》

「ビジネスマッチング」の概要

◆新たな販売先・仕入先のご紹介、新製品開発やFC加盟等の事業多角化に際してのパートナー企業のご紹介、さらにはコスト削減に関する有効情報をお持ちの企業のご紹介等、お客様の事業ニーズに最適な〈みずほ〉のお取引先を有料でご紹介させていただくサービスです。

本サービスによるご紹介例

▶ 販売・仕入強化

- ・新たな販売／仕入チャネルのご紹介
- ・PB商品開発パートナーのご紹介 等

▶ 生産・技術・販売等の業務提携

- ・新製品・新技術開発パートナーのご紹介
- ・マーケット拡大ニーズに対し、販売パートナーのご紹介 等

▶ 事業多角化

- ・新規事業進出ニーズに対し、FC展開企業、代理店網構築等パートナー企業のご紹介 等

▶ コスト削減・合理化

- ・諸経費削減ニーズに対し、ソリューションパートナーのご紹介
- ・各種アウトソーシングニーズに対し、サービス提供者のご紹介 等

▶ IT化

- ・IT導入／見直し、業務改革に関する戦略検討パートナーのご紹介

▶ 物流効率化

- ・SCM（サプライ・チェーン・マネジメント）構築パートナーのご紹介
- ・物流アウトソーシング先並びに特徴ある物流業者のご紹介 等

みずほ銀行の取り組み

◆ビジネスマッチングのご提案のみならず、お客様の事業活動に伴う各種資金ニーズ等に対しても積極的に取り組みを行っています。

3. 金融円滑化に向けた具体的取り組み（7）

（3）経営課題への取り組み②

《海外進出支援への取り組み》

みずほ銀行の取り組み

- ◆お客様の海外投資においても、みずほ銀行は、海外拠点、提携金融機関が一体となったロングスパンサポート体制を構築し、お客様のビジネスのサポートに全力で取り組んでまいります。
- ◆お取引店のお客様担当と本部専門部署が綿密な連携をとりながら、海外事業展開におけるさまざまなニーズに迅速にお応えすると同時に、内在する課題を常に経営戦略の視点で捉え、的確なコンサルティング、最適ソリューションをご提供いたします。
- ◆海外進出のご計画段階から、操業開始後、さらにその先も見つめ、お客様の確かな成長戦略をサポートし続ける真のビジネスパートナーとしてお役に立てまいります。

3. 金融円滑化に向けた具体的取り組み（8）

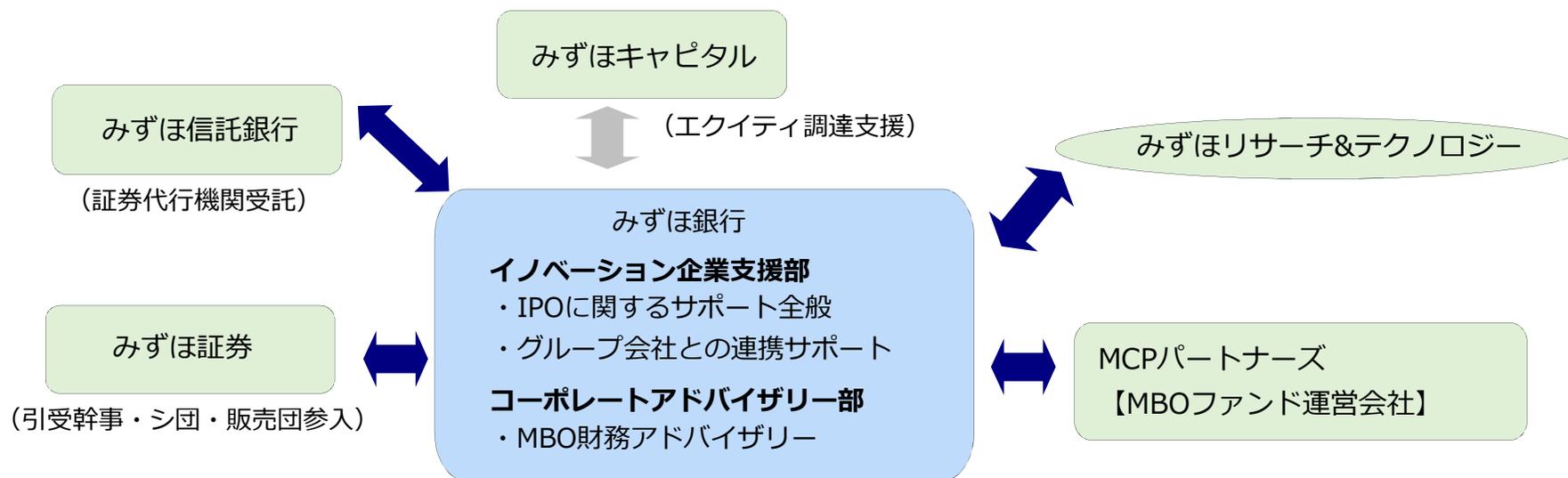
（3）経営課題への取り組み③

《IPO支援への取り組み》

みずほ銀行の取り組み

◆IPO（新規株式上場）を展望されるお客さまのニーズに対し、ベンチャーキャピタルとしての投資および上場に向けたアドバイスを行うみずほキャピタル、証券会社として幅広い上場支援を行うみずほ証券、株式実務のアドバイス等のサポートを含めた証券代行事務を行うみずほ信託銀行等、《みずほ》各社との有機的な連携によりお応えしてまいります。

《みずほ》におけるIPO支援体制



3. 金融円滑化に向けた具体的取り組み（9）

（3）経営課題への取り組み④

《事業承継への取り組み》

みずほ銀行の取り組み

- ◆従来、各部に分散していた企業・オーナー等のお客さまに対するコンサルティング機能、富裕層のお客さまに対するプライベートバンキング機能、信託連携推進機能等を集約し、法人・個人の枠組みを超えてスピーディーなコンサルティング機能の強化に取り組んでいます。
- ◆中小企業のお客さまにとって重要な経営課題の1つである「事業承継」ニーズに対して、グループ各社と連携し、経営権の承継や組織再編等、お客さまの個々のニーズに踏み込んだクオリティの高い提案を実施しています。
- ◆中小企業経営承継円滑化法の施行、事業承継税制創設を受けて、中小企業向け事業承継コンサルティングをさらに本格化してまいります。
- ◆非上場で自社株評価が高いオーナー企業のお客さま向けを中心に、活動を活発化させてまいります。

3. 金融円滑化に向けた具体的取り組み（10）

（3）経営課題への取り組み⑤

《経営革新等支援機関の認定取得》

当行は「中小企業経営力強化支援法」（2012年8月施行）に基づく経営革新等支援機関としての認定を取得しました。

（認定日：2014年1月17日）

1. 中小企業経営力強化支援法の概要

中小企業の経営力の強化を図るため、経営革新等に取り組む中小企業の支援事業を行う専門家を経営革新等支援機関として国が認定し、その活動を後押しするものです。

2. 取り扱う相談業務内容

金融・財務、創業支援、事業計画作成支援、事業継承、M & A、販路開拓、海外展開

3. 当行は、これまでも中小企業のみなさまの多様化・複雑化する経営課題解決に向け、専門家派遣やグループのソリューション機能等を活用し、ご支援してまいりました。

今般、経営革新等支援機関として認定を受けたことにより、一層の支援機能の強化を図り、引きつづき、お客さまへ最適な経営課題解決策をご提案してまいります。